



試験報告書

平成 8年 2月16日

No. 17-5H-0818

財団法人 化学品検査



1. 依頼者 株式会社 折原製作所 殿
2. 受付年月日 平成 7年12月25日
3. 試料名 ブチルゴム 1点
4. 試験方法

(1)溶出方法：JIS K 6353水道用ゴムによる。ただし、pHについては JIS K 6353に規定されている塩素水は水質基準値の範囲外であるため、水道水で行った。

(2)定量方法

水道法水質基準項目：平成4年厚生省令第69号水質基準に関する省令
残留塩素の減量：JIS K 6353 o-トリジン法
アミン：(社)日本水道協会「給水装置に係わる器具等関係規定規則及び審査基準」付属書1. 給水装置に係わる器具等の溶出試験3. 2. 3アミンの検査方法

5. 試験項目及び試験結果

(1) 水道法水質基準項目

項 目	ブチルゴム	水道法水質基準値
一般細菌 (個/ml)	0	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群 (個/50ml)	不検出	不検出
カドミウム (mg/l)	0.0005未満	0.01
水 銀 (mg/l)	0.00005未満	0.0005
セレン (mg/l)	0.001未満	0.01
鉛 (mg/l)	0.002未満	0.05
ひ 素 (mg/l)	0.001未満	0.01
六価クロム (mg/l)	0.002未満	0.05
シアン (mg/l)	0.005未満	0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.1未満	10
ふっ素 (mg/l)	0.05未満	0.8
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.002未満	0.02
ジクロロメタン (mg/l)	0.002未満	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004未満	0.04
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001未満	0.01
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006未満	0.006
トリクロロエチレン (mg/l)	0.003未満	0.03
ベンゼン (mg/l)	0.001未満	0.01
クロロホルム (mg/l)	0.006未満	0.06
ジブロモクロロメタン (mg/l)	0.01未満	0.1
ブロモジクロロメタン (mg/l)	0.003未満	0.03



項 目	ブチルゴム	水道法水質基準値
ブロモホルム (mg/l)	0.009未満	0.09
総トリハロメタン (mg/l)	0.05未満	0.1
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002未満	0.002
シマジン (mg/l)	0.0003未満	0.003
チウラム (mg/l)	0.0006未満	0.006
チオベンカルブ (mg/l)	0.002未満	0.02
亜鉛 (mg/l)	0.005未満	1.0
鉄 (mg/l)	0.02未満	0.3
銅 (mg/l)	0.005未満	1.0
ナトリウム (mg/l)	1未満	200
マンガン (mg/l)	0.005未満	0.05
塩素イオン (mg/l)	0.05未満	200
カルシウム・マグネシウム等(硬度) (mg/l)	1未満	300
蒸発残留物 (mg/l)	10未満	500
陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02未満	0.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.001未満	0.3
フェノール類 (mg/l)	0.005未満	0.005
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) (mg/l)	0.2	10
pH値 (mg/l)	7.5(at 20.0℃)	5.8以上8.6以下
味 (mg/l)	異常なし	異常でないこと
臭気 (mg/l)	異常なし	異常でないこと
色度 (度)	1未満	5度以下
濁度 (度)	1未満	2度以下

(2) 残留塩素の減量, アミン

項 目	ブチルゴム	基準値
残留塩素の減量 (mg/l)	0.1	1.5mg/l以下 (JIS K 6353による)
アミン	不検出	検出しないこと (給水装置溶出試験による)

- 以 上 -



試験報告書

平成16年11月18日

No.152-04-A-1114

財団法人 化学物質評価研究機構



1. 依頼者 株式会社折原製作所 殿

2. 受付日 平成16年10月25日

3. 試料 ブチル 1点

4. 試験結果

浸出試験

試験項目	結果	基準値 ^{*1}
味	適合 (異常なし)	異常でないこと
臭気	適合 (異常なし)	異常でないこと
色度 (度)	適合 (0.5 未満)	5 以下
濁度 (度)	適合 (0.2 未満)	2 以下
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	適合 (0.1 未満)	1.0 以下
フェノール類 (mg/L)	適合 (0.0005 未満)	0.005 以下
残留塩素の減量 (mg/L)	適合 (0.1 未満)	0.7 以下 ^{*2}

^{*1} 基準値は JIS S 3200-7:2004 解説表 3 浸出性能の判定基準(厚生労働省令第6号,平成16年1月26日) 給水管等 による。

^{*2} 残留塩素の減量の基準値は JIS K 6353:1997 表2 品質(浸出性)による。

5. 試験方法

浸出条件 : JIS K 6353:1997 水道用ゴム

分析方法 : JIS S 3200-7:2004 水道用器具—浸出性能試験方法

コンディショニング : 有り

以上

(受付 No.152-04-1-0762)

東京事業所 〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番 電話 0480-37-2601(代)

この試験報告書を転載するときは、事前に本機構の承認を受けてください。

試験報告書

平成 18 年 10 月 13 日

No.152-06-A-0861

財団法人 化学物質評価研究機構
東京事業所
埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地
TEL 0480-37-2601 FAX 0480-37-2521

1. 依頼者 株式会社折原製作所 殿
2. 受付日 平成 18 年 9 月 25 日
3. 試料 ブチルゴム 1 点

4. 試験方法

浸出条件：JIS K 6353:2006 水道用ゴム

コンディショニング：有り

分析方法：ページ&トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 (P&T-GC/MS)

5. 試験項目及び結果

試験項目	結果	基準値
四塩化炭素 (mg/L)	適合(0.0002 未満)	0.002 以下

基準値は、平成 16 年厚生労働省令第 6 号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」
給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準による。

以上

(受付 No.152-06-1-0711)



平成 27 年 2 月 20 日

No.152-14-A-1079

一般財団法人 化学物質評価研究機構

東京事業所

埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地

TEL 0480-37-2601 FAX 0480-37-2521

1. 依頼者 株式会社折原製作所 殿
2. 受付日 平成 27 年 1 月 21 日
3. 試料 ブチル (ラバーパッチ) 1 点

4. 試験方法

浸出条件 : JIS K 6353:2011 水道用ゴム

コンディショニング : 有り

分析方法 :

試験項目	測定方法
亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)
ホウ素及びその化合物	高周波誘導結合プラズマ発光分光分析 (ICP-AES) 法
1,4-ジオキサン	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析 (PT-GC-MS) 法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	ヘッドスペースガスクロマトグラフ・質量分析 (HS-GC-MS) 法
ホルムアルデヒド	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法
アルミニウム及びその化合物	ICP-AES 法
非イオン界面活性剤	固相抽出・高速液体クロマトグラフ法
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	全有機炭素計測定法
エピクロロヒドリン	PT-GC-MS 法
酢酸ビニル	HS-GC-MS 法
スチレン	HS-GC-MS 法
2,4-トルエンジアミン	固相抽出・ガスクロマトグラフ・質量分析法
2,6-トルエンジアミン	固相抽出・ガスクロマトグラフ・質量分析法
1,2-ブタジエン	HS-GC-MS 法
1,3-ブタジエン	HS-GC-MS 法

5. 試験項目及び結果

試験項目	結果	基準値
亜硝酸態窒素 (mg/L)	適合 (0.004 未満)	0.04 以下
ホウ素及びその化合物 (mg/L)	適合 (0.1 未満)	1.0 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	適合 (0.005 未満)	0.05 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	適合 (0.004 未満)	0.04 以下
ホルムアルデヒド (mg/L)	適合 (0.008 未満)	0.08 以下
アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	適合 (0.02 未満)	0.2 以下
非イオン界面活性剤 (mg/L)	適合 (0.01 未満)	0.02 以下
有機物[全有機炭素(TOC)の量] (mg/L)	適合 (0.1)	3 以下
エピクロロヒドリン (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.01 以下
2,4-トルエンジアミン (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.002 以下
2,6-トルエンジアミン (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.001 以下
酢酸ビニル (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.01 以下
スチレン (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.002 以下
1,2-ブタジエン (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.001 以下
1,3-ブタジエン (mg/L)	適合 (0.001 未満)	0.001 以下

基準値は、平成9年厚生省令第14号（最終改正：平成26年厚生労働省令第15号）「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準による。

以上

(受付 No.152-14-1-0739)